

## 意見書

平成 26 年 6 月 27 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部消費者行政課 御中

郵便番号 100-6150  
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう  
住 所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 株式会社NTTドコモ  
だいひょうとりしまりやくしやちょう かとう かおる  
代表取締役社長 加藤 薫

郵便番号 163-8003  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 KDDI株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会報告書「位置情報プライバシーレポート～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会報告書『位置情報プライバシーレポート ～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～』(案)」(以下、「本報告書案」といいます。)に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂き、厚く御礼申し上げます。つきましては、以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

頁	項目	該当部分	意見
P38	4.(2)	共通の性質を有するデータセットについて、同様の利活用を行う事業者間においては、「十分な匿名化」の共通的な基準について検討を進めていくことが必要であり、実証も行いつつ、基準整備等を行っていくことが適当であると考えられる。	本報告書案では、位置情報の取扱いにおける今後の検討として「十分な匿名化」の水準や、その加工手法・管理運用体制の適切な評価・検証の在り方、その安全性を確保するための技術等、について実証・検証を行っていく旨記載されておりますが、各事業者が、今回の整理を踏まえて新たなサービスを早期に開始できるよう、できるだけ速やかに実験・実証を行って頂きたいと考えます。
P48	5.(2)③イ	「十分な匿名化」の水準については、総務省及び関係事業者において引き続き検討をしていくことが必要である。その際には、一般的・抽象的基準を設定するだけでなく、具体的などのような場合であれば、そのような基準に合致しているといえるかについて実証し、明らかにしていくことが適切であると考えられる。また、前記②ウ(イ)の要件である加工の手法・管理運用体制(「十分な匿名化」の過程で作成される情報の管理体制を含む。)の適切な評価・検証の在り方について、総務省及び関係事業者において引き続き検討していく必要があると考えられる。具体的には、プライバシー影響評価(PIA: Privacy Impact Assessment)を実施することや、その評価基準(「十分な匿名化」の水準に合致していることの基準を含む。)、評価方法、第三者による検証、評価・検証結果の	仮に、早期の実験・実証が難しい場合には、並行して事業者による新サービスの検討等も認める等、事業者による新サービス開発の芽を摘むことや、迅速なサービス展開を阻害することのないよう柔軟に対応頂くことを要望します。 なお、上記解決課題の整理に当たっては、事業者による運用状況を踏まえ、実際に対応可能である現実的な方法となるよう配慮して頂きたいと考えます。

		公表・報告・意見募集、PDCAサイクルによる見直し等について検討する必要があると考えられる。同様に、総務省及び関係事業者において、具体的な加工の手法・管理運用体制の在り方について、安全性を確保するための技術(暗号化、秘密分散技術等)等も含め、実証・検証も進めていくべきと考えられる。	
P48	5.(2)③イ	今後実証・実験を行うべき事項 (本文略)	<p>今回、通信の秘密に該当する位置情報である通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号について「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することが、契約約款等に基づく事前の同意であっても可能となったことは、事業者の有するビッグデータが街づくり、防災、その他の基礎データとして社会に還元・利活用されることとなり、大きな前進であると考えます。</p> <p>しかしながら、実際の利活用の場面においては、最終的に「十分な匿名化」は図られるとしても、その途中の過程において、上記通信の秘密に該当する位置情報に関連する属性等を結び付けて加工・分析することや、その加工・分析途中の非特定化情報、その集積から新たな利活用が生まれることが容易に想定されます。</p> <p>従い、今後の実証・実験等においては、上記関連情報と紐づける場合の利活用の範囲や、非特定化情報の保存期間といった点に踏み込んで、安全性にも配慮した上で、さらに有用な利活用が可能となるよう整理を行って頂きたいと考えます。</p>
P47	5.(2)②イ	非特定化情報について、安全性を高める措置を施すことなどにより特定の利用者を識別することが極めて困難になるような状態にした場合で、元情報の保存期間を超え、「十分な匿名化」をして利用・第三者提供をするために必要な最小限度の一定期間保存することについては、具体的な保存期間、安全性を高める措置の在り方等も含め、さらに検討していくことが必要であると考えられる。	

以上